

# 女性の活躍推進に取り組みましょう！

優秀な人材の確保や職場定着を図るために、これまでの「働き方」の見直しが課題となっています。女性が働きやすい魅力ある職場づくりは「働き方改革」の一番の近道です。

**中小企業におかれましても、女性活躍推進法に基づき、①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析 ②行動計画の策定・社内周知・公表 ③行動計画を策定した旨の届出 ④情報公表**に取り組んでみませんか。

注：女性活躍推進法では、常時雇用する労働者※が300人以下の企業については、行動計画の策定、届出、情報公表等が努力義務（301人以上は義務）となっています。 ※パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。

## <ステップ1> 自社の女性の活躍に関する状況の把握、課題分析

## <ステップ2> 行動計画の策定、社内周知、公表

ステップ1で分析した課題に基づき、**目標を定め**、目標を達成するための具体的な取組内容の決定を行い、**行動計画**として策定し、労働者へ**周知**、外部に**公表**しましょう。

《例》株式会社A 女性活躍推進法に基づく行動計画  
女性技術者を増やし、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、以下の行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年4月1日～平成32年3月31日
  2. 目標と取組内容・実施時期  
目標1：技術職の女性採用者数を取組前より2人以上増加させ、技術職の採用者の女性比率を30%以上にする。
- <取組内容>
- ・平成29年4月～  
技術職の女性を増やすため、学生向けパンフレットを作成する。
  - ・平成29年5月～  
女子学生を対象とした現場見学会を毎年開催する。
  - ・平成29年11月～  
理系大学・高専での学生向け説明会を実施。

## <ステップ3> 行動計画を策定した旨の届出

※ **大阪労働局雇用環境・均等部指導課（裏面）**へ届出してください。

➡ 数値目標の達成状況や、行動計画に基づく取組の実施状況を点検しましょう。

## 女性の活躍に関する情報公表

自社の女性の活躍に関する状況について**学生をはじめとした求職者**が簡単に閲覧できるように**公表**しましょう。 ◆情報公表先は「女性の活躍推進企業データベース」をご活用ください。

## 「女性の活躍推進企業データベース」をご活用ください！

女性の活躍に関する情報を公表する際、厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」を是非ご活用ください。  
<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

- 業界内・地域内での自社の位置付けを知ることができます。
- 自社の取組、状況を就活生や消費者、投資家にアピールできます。
- 法で求められている年1回のデータの更新についても、掲載企業に対してメールでお知らせするため、忘れずに行えて安心です。

### 「女性の活躍推進企業データベース」登録企業からの声

「データベースを見た女子学生からの応募が増え、優秀な人材を採用できた。」

「掲載したことで取引先、顧客から良い評価をいただきイメージアップにつながった。」

「データベースで全ての項目を公表したことで、企業としてMSCI日本株女性活躍指数(WIN)に採用された。」など。



裏面も  
ご覧ください

計画の目標を達成したら

## 両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）をご利用できます！

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、数値目標の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に支給します。

Aコース及び管理職加算については中小企業のみが対象となっています。

◎ 支給額（各コース1企業1回限り）

	中小企業	中小企業以外
【加速化Aコース】取組目標達成時	28.5万円<36万円>	—
【加速化Nコース】数値目標達成時	28.5万円<36万円>	—
女性管理職比率が15%以上(※)に上昇	47.5万円<60万円>	28.5万円<36万円>

< >の金額は、生産性要件を満たした場合の支給額です。

(※) 大企業は産業別基準値以上の場合となります。

## さらに！ 女性活躍推進に関する認定取得を目指しましょう！

行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。



認定マーク「えるぼし」

女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業）等が公共調達で有利になります！  
300人以下の企業の場合、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出を行うだけで加算の対象になります！  
\*詳しくは公共調達を実施する各府省等にお問い合わせください

無料支援

### 「中小企業のための女性活躍推進事業」（厚生労働省委託事業）

『課題分析のやり方が分からない』『どういう行動計画にすればいいか悩んでいる』など女性活躍推進アドバイザーが企業にお伺いして行動計画の策定等を全面的にサポートします！  
まずはお気軽にご相談ください。

◆問い合わせ

一般財団法人 女性労働協会

TEL:03-3456-4412 E-mail:suishin@jaaww.or.jp

女性活躍推進法や助成金等の詳細は、厚生労働省ホームページ（女性活推進法特集ページ）をご覧ください。

[女性活躍推進法特集ページ](#)



【お問い合わせ】

大阪労働局 雇用環境・均等部 指導課

〒540-8527

大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階

TEL:06(6941)8940

【受付時間 8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)】



厚生労働省 大阪労働局雇用環境・均等部

平成30年1月作成